

第三回 參議院 地方行政委員會 會議錄 第五号

昭和二十三年十一月二十六日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○衆議院議員選舉法第十二條の特例等
に關する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○地方自治法中改正に關する陳情(第七十一号)

午後一時四十八分開會

○委員長(岡本愛祐君) これより委員會を開會いたします。衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する法律等の一部を改正する法律案を議題に供します。衆議院地方行政委員長山口好一君に提案理由の説明をお願いいたします。

○衆議院議員(山口好一君) 只今議題となりました衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する法律等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律は、衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する法律、選舉運動の文書圖画等の特例に關する法律及び地方自治法の各一部を改正しようとするものであります。

一 第一條は、衆議院議員選舉法第十二條の特例に關する法律の有効期間を延長しようとするものであります。この法律は、いわゆる臨時名簿の調製に關する法律でありまして、選舉人名簿の調製について定時名簿主義を採用しており現行制度の欠陥を補うため、選舉の都度あらたな有権者、脱漏者、引揚者等を登録する臨時選舉人名簿を調製するため、昨年一月制定されたのであります。本年十二月二十日を以て失効いたしますので、この際その効力を延長して、十二月二十日以後に行われる選舉についても、臨時に衆議院議員選舉人名簿を調製することにいたし、以て國民の選舉權行使に遺憾なからしめようとするものであります。

二 第二條は、選舉運動の文書圖画等の特例に關する法律の有効期間を延長しようとするものであります。衆議院議員の選舉について先般第二回國會を通過いたしました選舉運動等の臨時特例に關する法律が適用されることになりました後でも、參議院議員の選舉及び地方公共團體の選舉には、選舉運動の文書圖画等の特例に關する法律が適用されるわけでありまして、本年末を以てその効力を失うことになつておりますので、現下の用紙その他の状況に鑑みまして、当分の間その効力を延長しようとするものであります。

三 第三條は、都道府縣及び市町村の選舉管理委員會の委員の、現行二年の任期を三年に改めようとするものであります。これらの選舉管理委員の任期は現在二年とされておりますのは、選舉管理委員會制度を初めて設けます際には、選舉管理委員がその在職中は被選舉權を停止され、且つ選舉運動を禁止される等、相当不利益を伴うことを考慮した結果であります。が、制度の実施の結果に徴しますと、これらの不利益は、選舉管理委員に人を選びます上に

支障を伴つていないのでありまして、却て二年という任期は、選舉管理委員の職務が、専門的知識を要するものであることよりしまして、短きに過ぎると考えられますので、これを全國選舉管理委員會の任期と同じく、三年に延期しようとするものであります。

尚、現在の選舉管理委員の任期は、すでに満了しているものもありませんが、未だ後任者の選舉の行われていないものも多く、これらのものについては、目前に農業調整委員の選舉、その他重要な選舉を控えております關係上、折角選舉の事務に慣熟したこれらの者に引き続き在任させるのが適當と考えられますので、附則第二項のごとき経過の規定を設け、このような委員についても、その在任期間を一年延長しようとするものであります。

以上、第一條及び第二條の關係は、いずれも緊急を要し、絶対必要のある改正であり、又第三條の改正も、現在の事情及び選舉の実際から考え、選舉管理委員の任用を延長することが適當と考える次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) それでは本案に対する質疑に入ります。速記を止めて……

午後二時三分速記中止

午後二時二十五分速記開始

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め……次に陳情第七十一号、地方自治法中改正に關する陳情を議題に供します。速記を止めて……

午後二時二十六分速記中止

午後二時三十八分速記開始

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め……では陳情第七十一号地方自治法中改正に關する陳情は、議院の會議に付するを要しないものとして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) 陳情第七十一号、地方自治法中改正に關する陳情は、議院の會議に付するを要しないものと決定いたしました。本日はこれにて散會いたします。

午後二時四十二分散會
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 吉川 末次郎君
岡田 喜久治君

委員 藤井 新一君
黒川 武雄君
重宗 雄三君
鈴木 直人君
小川 久義君

政府委員 全國選舉管理委員會事務局長 郡 祐一君
總理廳事務官(地方財政事務官) 荻田 保君
總理廳事務官(自治課長一級) 鈴木 俊一君
衆議院議員 山口 好一君

衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出) 千賀 康治君
部案起草小委員長

十一月二十二日本委員會に左の事件を付託された。

- 一、自治體警察經費の財源増額に關する請願(第八十六号)
- 一、市町村に對する配付税の配付額に關する請願(第二百八十号)
- 一、建築許可權を市町村長に移讓の請願(第二百八十一号)
- 一、自治體警察設置市町村の配付税増額に關する請願(第二百八十二号)
- 一、市町村の國又は縣の負担する事務に關する財源措置に關する請願(第二百八十三号)
- 一、國稅、縣稅の賦課適正に關する請願(第二百八十四号)
- 一、衆議院議員選舉法第六十七條第五項改正の陳情(二通)(第五十七号)
- 一、地方自治法中改正に關する陳情(第七十一号)
- 一、戶籍事務職員の人件費等全額國庫補助に關する陳情(第七十五号)
- 一、公共事業の起債認可に關する陳情(第八十号)
- 第八十八号 昭和二十三年十一月八日受理
自治體警察經費の財源増額に關する請願

請願者 山形縣山形市長 鈴木重乾

紹介議員 安達良助君

自治警察設置にとまひ、政府はこの財源として地方税法改正及び配付税の増額交付を計画して警察機能の運営を企図したが、昭和二十三年度予算編成において所要経費と財源を検討した結果、財源不足で到底所要経費を充し得ないことが明らかである。本年度においては初度調升費及び應舎、公舎の増改築等に基づく大なる経費を要し、縣費補助を受けても財政困難のため充分これを整備することができない。今後の警察職員の待遇改善を考慮するときは市町村財政は益々困難となり、警察の活動力にも影響するから財源の増額付與に關し、速かに対策を講ぜられたいとの請願。

第二百八十号 昭和二十三年十一月十五日受理

自治警察設置市町村の配付税増額に關する請願

請願者

鹿兒島縣鹿兒島市山下町市役所内 鹿兒島縣市町村議會内 増田靜

紹介議員

島津忠彦君

配付税法により配付税の賦課は、自治警察設置市町村に対しては自治警察費を賄うには余りに貧しい財政状態にある市町村においては、いよいよ財政窮迫し、このままでは警察返上のやむなきに至るおそれがあるから、このような市町村に対しては配付税を増額せられたいとの請願。

第二百八十三号 昭和二十三年十一月十三日受理

市町村の國又は縣の負担する事務についての財源措置に關する請願

請願者

鹿兒島縣鹿兒島市山下町市役所内 鹿兒島縣市町村議會内 増田靜

紹介議員

島津忠彦君

地方財政法によつて國又は縣が負担する事務区分は明らかにされているが、その財源措置が不明確である。なお、これ等に要する経費の支給が不十分で

市町村が負担している現状であるから、速かに是正せられたいとの請願。

第二百八十四号 昭和二十三年十一月十三日受理

國稅、縣稅の賦課適正に關する請願

請願者

鹿兒島縣鹿兒島市山下町市役所内 鹿兒島縣市町村議會内 増田靜

紹介議員

島津忠彦君

國稅及び縣稅の賦課の公正を期するため、公選による民主機關を各市町村に設置して、これが適正を期せられるよう關係法令を改正せられたいとの請願。

第五十七号 昭和二十三年十一月八日受理

衆議院議員選舉法第六十七條第五項改正の陳情(二通)

千葉縣議會議長 福地新作外一名

衆議院議員選舉法第六十七條第五項において、地方議會議員が衆議院議員に立候補する場合はその職を辞さなければならぬとしたことは、新憲法の精神を無視した民主政治下における不正の改正で、地方議會議員の衆議院議員進出を阻害するものであるから、同法第六十七條第五項中地方議會議員の立候補の際における辞任規定を削除せられたいとの陳情。

第七十一号 昭和二十三年十一月十一日受理

地方自治法改正に關する陳情

北海道札幌市議會議長 福島利雄

地方自治法第八十三條及び地方自治法施行令第八十三條は、住民の地方自治に対する関心を深めるとともに、住民

の暴力等による直接行動の抑制防止を目的としたものと思ふが、その請求の手段方法があまりにも簡易であるため一部せん動者又は個人的感情により法を濫用し、いたづらにこう乱、抗争を事とするがごとき悪弊を生ずる点があるから投票は有権者の半数以上の投票を必要としその過半数により決するよう本法を改正せられたいとの陳情。

第七十五号 昭和二十三年十一月十二日受理

戸籍事務職員の人件費等全額國庫補助に關する陳情

宮城縣仙台市役所内 宮城縣戸籍事務協會内 岡崎榮松

地方自治法は現今財政的に窮乏しているが、戸籍法、民法等の改正により戸籍事務が激増した結果人件費、消も品費、郵税等に多大の負担を加重しているため、戸籍事務の円滑な整備を行うために人件費、物件費を全額國庫に負担せられたいとの陳情。

第八十号 昭和二十三年十一月十三日受理

公共事業の起債認可に關する陳情

廣島縣廣島市廣島縣會土木常任委員會内 中津井眞

廣島縣は、財政窮迫の關係上公共事業といへどもその財源として、大部分起債によらざるを得ない実状であるが、去る八月実施された財政委員會の起債査定において災害土木事業以外の大部分の公共事業が不認可となつた。しかしながら縣財政の現状をもつてしては、起債以外に財源を求めることは絶対に不可能であり、また起債不認可となつた公共事業は、いずれも食糧増

産、運輸交通の確保、戰災の復興等民生安定、生産増進上ゆるがせにできない重要事業であるから、本縣財政の窮乏を考慮の上この種公共事業の全面起債を認可せられたいとの陳情。

十一月二十五日日本委員會に左の事件を付託された。

一、衆議院議員選舉法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

衆議院議員選舉法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案

第一條 衆議院議員選舉法第十二條の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十二年九月十五日の現在で」を削る。

第二條 選舉運動の文書圖画等の特例に関する法律(昭和二十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「昭和二十二年及び昭和二十三年中に施行される」を削る。

附則第二項中「衆議院議員選舉運動等取締規則、參議院議員選舉運動取締規則及び地方議會議員選舉運動取締規則」を「衆議院議員選舉運動取締規則、參議院議員選舉運動取締規則及び地方公共團體の選舉の選舉運動取締規則」に、「この法律施行の日から、昭和二十三年十二月三十一日まで」を「この法律が効力を有する間に改める」。

第三條 地方自治法(昭和二十二年

法律第六十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第百八十三條第一項中「二年」を
「三年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から、こ
れを施行する。

2 第三條の地方自治法第百八十三
條第一項の改正規定は、この法律
が施行される日の前日までに選任
された地方公共団体の選挙管理委
員については、その選任の日に遡
つてこれを適用する。但し、この
法律が施行される日までにすでに
その後任者の選任に関する手続が
開始されたものについては、この
限りでない。

昭和二十三年十二月十三日印刷

昭和二十三年十二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局